

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和2年11月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000202号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000077号

## 第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成18年4月1日から平成22年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年4月から同年8月までの標準報酬月額については30万円から32万円、同年9月から平成19年8月までの標準報酬月額については28万円から32万円、同年9月から平成20年8月までの標準報酬月額については30万円から32万円、同年9月から平成21年8月までの標準報酬月額については30万円から41万円、同年9月から平成22年1月までの標準報酬月額については32万円から41万円、同年4月の標準報酬月額は32万円から36万円、同年5月の標準報酬月額は32万円から38万円とする。

平成18年4月から平成22年1月までの期間並びに同年4月及び同年5月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月から平成22年1月までの期間並びに同年4月及び同年5月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月1日から平成22年9月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、支給されていた給与額と比べて低い記録となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成18年4月1日から平成22年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年6月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えているこ

とが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 18 年 4 月から平成 20 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から平成 22 年 1 月までは 41 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月は 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 4 月から平成 22 年 1 月までの期間並びに同年 4 月及び同年 5 月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 18 年 4 月から平成 22 年 1 月までの期間並びに同年 4 月及び同年 5 月について、年金事務所が保管している請求者に係る平成 17 年、平成 18 年、平成 19 年、平成 20 年及び平成 21 年健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者は給与明細書を保有しておらず、A 社も請求者に係る賃金台帳等の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 22 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、A 社の担当者の陳述及び請求者から提出された給与明細書から確認又は推認できる請求者の当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも低額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。